

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は、一般社団法人日本MA-T工業会を設立し、大学などと除菌剤・医薬品・表面改質・エネルギーをはじめとする広範囲で活用可能な酸化制御技術『MA-T System®（エムエーティシステム）』の社会実装や事業化促進を推進しています。当社が所有する基本特許を簡便に活用いただき広範囲の産業における社会課題解決を支援しています。（2024年2月内閣総理大臣賞受賞『第6回日本オープンイノベーション大賞』）

- ・グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

当社は、様々な虫に関する専門的な知識や技術を有しているため、緑を管理・保全する団体、緑を資源と考える企業の皆様に虫の観点から助言や支援をすることでグリーン化の推進をしています。

- ・健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、お取引先様をはじめとするステークホルダーの皆様とともに健康経営を推進しています。健康経営の講義や情報交換・意見交換会の実施、ストレッチセミナーの動画共有、インフルエンザ予防集団接種の機会提供など、心身の健康を目指して様々な取り組みを行っています。また、当社事業の強みである虫や口腔ケアの知識を生かして、正しい感染症予防や対応、口腔環境の改善を目指し、イベントや勉強会の開催、資料や動画による情報発信も行っています。これからもお取引先様とともに健康経営に関する情報提供や意見交換など健康増進に役立つ取り組みを継続して実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年9月2日

アース製薬株式会社 代表取締役社長 CEO 川端 克宜